

第六十三回 参議院内閣委員会議録 第九号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

四月八日

辞任

岩動道行君

補欠選任

源田実君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

西村尚治君

委員

石原幹市郎君
八田一朗君
上田哲君源田柴田玉置
源田柴田玉置
源田柴田玉置

源田柴田玉置

源田柴田玉置

國務大臣

政府委員

行政管理庁行政

監察局長行政

事務局側

常任委員会専門

相原桂次君
河合三良君
岡内豊君

荒木萬壽夫君

説明員

行政管理庁行政
管理局統計主幹 杉浦滋君

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○山崎昇君 行管の長官は国家公安委員長も兼ねておるので、一問だけ私はちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○山崎昇君 御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○山崎昇君 行管の長官は国家公安委員長も兼ねておるので、一問だけ私はちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○山崎昇君 きょうの本題ではありませんから、あんまり触れるつもりもありませんが、きのうの事件は確かに警察庁の職員ですね。しかし現職の警官が飲酒運転して、あとでつかまえて調べるといふ、調べに應ぜられないぐらい酔っぱらっていふ。これは、警察官といえども一市民として勤務外に酒を飲むことはあり得ると思う。特に私がいま重要視するのは、安全週間とか銘打ってかなりきびしいあなた方規制をやつておる。そういうさす。それも一番悪質な飲酒運転ですね、あわせてひき逃げ。こういう事件が相次ぐといふところに問題があるんであって、これは国家公安委員長がたいへん恐縮に存じますなんというだけで終わるものではないと思いますが、きょうは本題ではあります。こういうことを私ども新聞報道なり見ると、國民の側から言わせるとやっぱり納得ができる。取り締まりするほうが一番悪質な事故を起こす。こういうことについて行政処分はやられてゐるようでありますけれども、国家公安委員長としてどういうふうにこれ考えられるのか、あるいは警察の綱紀が弛緩をしているのかどうか、まずその点一点だけ国家公安委員長としてお聞きをしておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 昨日の新聞に載ったことを特に指摘しての御発言かと思いますが、まことに申しわけないことをしました。恐縮千万に存じます。警察が道交法の改正をもくろみまして、飲酒運転はすべて違法であるということに前提を置きましたのでありますし、重々恐縮に存じます。

○山崎昇君 それじやあ今度行管長官としてお聞きをしたいと思いますが、最初に、これは前の木

す。再びこういうことが起こらないように注意を喚起したいと存じます。あの事件にかかりを持ちました運転手は警察庁の職員でありましたことに特に責任を感じるわけであります。気が毒ながら即日懲戒免職をいたしました。今後えりを正して、こういうことのないように注意をしなければと思つておる次第であります。

○山崎昇君 きょうの本題ではありませんから、あんまり触れるつもりもありませんが、きのうの事件は確かに警察庁の職員ですね。しかし現職の警官が飲酒運転して、あとでつかまえて調べるといふ、調べに應ぜられないぐらい酔っぱらっていふ。これは、警察官といえども一市民として勤務外に酒を飲むことはあり得ると思う。特に私がいま重要視するのは、安全週間とか銘打ってかなりきびしいあなた方規制をやつておる。そういうさす。それも一番悪質な飲酒運転ですね、あわせてひき逃げ。こういう事件が相次ぐといふところに問題があるんであって、これは国家公安委員長がたいへん恐縮に存じますなんというだけで終わるものではないと思いますが、きょうは本題ではあります。こういうことを私ども新聞報道なり見ると、國民の側から言わせるとやっぱり納得ができる。取り締まりするほうが一番悪質な事故を起こす。こういうことについて行政処分はやられてゐるようでありますけれども、国家公安委員長としてどういうふうにこれ考えられるのか、あるいは警察の綱紀が弛緩をしているのかどうか、まずその点一点だけ国家公安委員長としてお聞きをしておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) これは一行政管理庁としてはやりにくいこともあります。と申しますのは、いつでしたか、時期は忘れましたけれども、公用文書は左横書きにするということを本則とするような意味合の内閣訓令が出ておるところが憲法、法律、政令、省令のたぐいは全部縦書きであります。それにもかかわらず、そういう訓令が出ていて、この問題はピリオドを打ちたいと思います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 一般的に士気が弛緩しているとも思いませんけれども、交通安全週間の勢頭にあたりまして、皮肉にもこういう事件が起こりましたことを重々恐縮に存じます。綱紀を一そく引き締めまして、こううことのないようについておきたいと存じます。

○山崎昇君 それじやあ今度行管長官としてお聞きをしたいと思いますが、最初に、これは前の木

○山崎昇君 いまあらためて長官から、訓令もあることだし、内閣に提起をしたいと、こういう御返事なんですが、私のほうもいろいろ調べてみると、たとえば防衛小六法のごときは、法律や政令は縦書きになつていて、ところが訓令になると同じ六法の中でも横書きになつていて、ですから私は、政府監修の小六法にして、それから資料にしろ、その他にしろ、規格がまちまちであり、また、いま言うように、せっかく訓令が出されておりながら、裏とじしなければならぬような文書が出てくる。これはもちろん資料の内容によつては規格が必ずしも統一できない場合も私はあると思う。それから、どうしても右書きにしなきやならない問題もあり得ると思う。しかしこれは例外であつていいと思うのですが、もう各省まちまち、各省の中でも各課ごとにまちまち、こういうことは、私はやはり事務の能率的な遂行から言つても改りを望し、前の長官も約束され、そして閣議に報告し、直すことにいたしましたから、これもこれで打ち切りますが、書面してもらいたい、再度これを取り上げているので、ぜひこの点は、いま長官から決意が述べられましたから、これもこれ以上重ねてこれは要望しておきたいと思う。

その次にお聞きをしておきたいのは、これは予算委員会でもお聞きをしましたが、実は総定員法ができるからこれまで一年近くになつてくるわけなんですが、法定定員と予算定員にやはり二千七百名ぐらい差があるのですね。これはどうしても私は納得できないわけです。そして予算定員と法定定員の差があつて、その差が約二千七百ばかりあります、どういうふうにこれを将来使われようとするのか、これを使うどういう計画があるのか、まずこの点からお聞きをしておきたい。

○田嶋大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え

いたします。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

総定員法の運用につきまして、法定定員と現定員との差の問題でございますが、三年五%削減を決定いたしました閣議決定におきまして、三年五%の措置によりまして、もつて総定員の縮減をはかるという閣議決定になつております。この決定に基づきまして、三年五%削減措置の運用の結果として総定員の縮減をはかることになつております。で、そういうことでございりますので、総定員法の法定定員と、それから現定員との間は、これはできるだけ現定員の縮減によって、これを定期員の増加を抑制する以上にその縮減をはかるという目的でございますので、その差が開けば、それはただけ縮減がはかれたということになつて、それがややかわからず思つております。また、この差につきまして、これを将来どういうふうに利用するかというお話をございますが、利用という問題のとらえ方などどうかわかりませんが、各省庁におきまして予算定員の増員要求がございました。その増員要求につきましてそれぞれ審査いたしました結果、必要あればその増員を認めるということになりますので、三年五%の実施期間中において、しかもその増の要求を認めた場合には、それはその法定定員と予算定員との、現定員との間は差は減ることになると思いますが、その点につきましては、当初申しました閣議決定によりますと、総定員の縮減をはかるという趣旨から、できるだけその差を縮めないように、むしろ広げるようになります。

○山崎昇君 そうすると、重ねてお聞きしますが、総定員を五十六万六千五百七十一でしたかね。その定数はあらためて国会に提案をして、総数を減らすというお考えを持っておられるわけですか、聞いておきます。

○政府委員(河合三良君) 減らすということに限

りませんので、行政需要の増加に応じまして、これは定員の増加がもちろんある場合もあると思っておりますから、その際にはこの法定定員といふのは、運用といふのはもつと合理的にやれるんではなかろうかという気がするわけです。そういう意味で、私はいまの措置、定員のあり方といふのは、せつかく国会で法定定員をきめながら、はオーバーする場合には増員しなければならないかもしれませんけれども、これは決して減らるかもしれないと思いますが、これは決して減らすことだけに限つているということでは理屈的ではないわけであります。

○山崎昇君 そうすると、私がどうしても聞きたいのは、法定定員とは何のためにやつたのかといふことです。あなた方は私どもに説明したときに

は、三年間五%の数字を入れて、そして毎年の退職率もあなた方計算をして、總体でこれだけの定員があれば、いまの内閣の行政需要はまかなえるのだということで説明されてやつたわけですね。だから私どもは、当然法定定員というのは一名も欠員なしに使えという極端なことを言つておるわけ

ですから、そういうものの考え方について私ども納得できないわけです。それからこれは第一義的に職員をかかえておりながら、二千七百も下回って配置をしている。政令定員は下回っているわけ

であります。それからこれは第二義的に院では、世界でも有数だといわれるラジオアイソトープという機能が生かされない。あるいはまた各地からは、気象関係の定員が削減されたために

たいへん不安だという状態を起こして、そして約四十近い自治体がこれについて反対の決議をするという事態も出てくる。そういうこと私ども一々申し上げませんが、考えますと、どうして

この法定定員といふものがありながら、そんな二千七百も私は下回った政令定員で押えておく必要があるんだろうか、何のために法定定員といふもの

をきめさせたのかといふことが疑問になつてく

りに部分的である、あるいはまた総体的であるに見合いまして良心的に定めた、その結果が総定員の数と予算定員の数との間隔が二千何百名となつておることと存じます。

○山崎昇君 私は政府の行政を遂行するのに、か

けですから、したがって極端に言うならば、限度一ぱい一ぱい使って、それでもなおかつどうしようかというときは、また別の議論があると思うのです。ところが、いま言っている予算定員というのは、実はこれは政令定員ですね。ですから法定定員でありながら政令で二千七百名も定員を使わずに置いといて、そしていまあなたのほうは調査中だそうですが、十何万というような臨時職員をかかえて、問題を解決できないでおるのじやないです。そういう意味で私はほんとうにそういう問題を解決するというならば、当然法定定員というものをフルに利用して、なおかつ足りない点は国会のほうとも議論をして、どうするのか、こういうことでなければならぬと思うのですね。その場合に、いま長官からお話しのあった年間の退職率というものはやはり重要です。なぜかといふと、これはやはり欠員になつてくるわけありますから、そういう意味で法定定員の使い方にについて、私はやはり事務当局からもっとしっかりとしめた返事をもらいたい。なぜこれ政令定員、こんなに下回つて置かなければならぬのか、そしてこの二千七百といふものは何に備えるのか、あるいは将来一体どうするのか、去年より四百くらゐふえているわけですから、そういう意味でひとつもう一ぺん聞いておきたい。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

行政機関の職員の定員に関する法律の第一条でございますが、「内閣の機関並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するため恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。」と書いてございまして、これはあくまでも、法定定員とおっしゃいますよりは、定員の総数の最高限度においては三百名の減をいたしましたために、減度とすることに御理解いただくのが適當かと思ひます。そういうことでござりますので、この最高限度以内でできるだけ少數精銳主義での行政事務を遂行していくべきものというふうに存じております。

○山崎昇君 そんな第一条くらい私だって知つて

います。しかし、あなた方が五十万幾らきめたのは、これだけでやりますということで、その内容の数字も五%削減数字から全部出して必要だとさうからきめたのですね。ところがいま政令定員と中だそうですが、十何万というような臨時職員をかかえて、問題を解決できないでおるのじやないです。そういう意味で私はほんとうにそういう問題を解決するために、せつかく限度をきめた法定定員があるから、それを使うべきでは生じてないかというと問題が生じているから、そういうものを解決するために、せつかく限度を

いました。しかしながら、この程度にしておきたいと思ひます。ただ、定員の総数をきめただけ少數で行なうということが本来の趣旨かと

いうふうに存じております。

○山崎昇君 私も総定員法三日も審議したから内

容知つておるんです。ただ、定員の総数をきめたたるのは、法定事項ですから、通称私ども法

定定員と、こう言つて。五%の三ヵ年計画も

承知をしております。いずれにしても、欠員で操

作しながらも、五十万何がしかの人は要るとい

うことできめたんですね。ところがそれは現実に使われていない。私は何でも無理やりに使えた

多數の定員外職員をかかえてやつてあるわけです

す。それで間に合うというなら法定定員減らした

らいといふと思うのです。しかし現実はそうじやない

千たしか四百くらゐだったと思う。昭和四十四年

度より四十五年度末は三百くらゐ減つてあるの

です。それで間に合うといふと法定定員減らした

らしいといふと思うのです。しかし現実はそうじやない

千たしか四百くらゐだったと思う。昭和四十四年

にニューヨークで条約について署名をされている
ようなんですが、今日再提案されるまでの経過に
ついて御説明いただきたいと思ひます。

○説明(杉浦滋君) 先生御指摘のように先国会に提案をいたしたわけでございますが、当時設置法をお願いいたしましたときには、この協定が同

案申し上げたわけでございますが、その後この協定に署名をいたしましたためには、御高承のようになります。この協定に基づきまする事業計画が明確になります。せんと署名をいたしかねるわけでございますが、その事業計画の内容につきまして再三にわたりまして協議をいたしたわけでございます。そこで協議に時間を費しまして、非常に遺憾でございましたが、先国会の、この前御提案申し上げました国会の時期には間に合いかねたわけでござります。その後、先生御指摘のように昨年の九月、ニューヨークにござつて同様と尋ねて署名をして

いたしたわけでござります。そこで九月でございまするので、今度の国会にあらためて御提案申し上げたということでござります。

された協定というののはいつこれ承認をされるのか、その見込を先に聞いておきたい。

まするが、すでに衆議院の御承認を得まして、たゞいま参議院のほうに御承認を願つてゐるわけでござりまするので、私どもは、衆議院の御審議の経過等もあわせまして、早急の機会に御承認いた

○山崎昇君 その次にお聞きしておきたいのは、国連の開発計画との間の協定がまだ、国会に出されておっても、未承認になつてゐるわけですね。

そこでその間、行政権の範囲内でいろいろなことはやつてもいいのではないかだろうか、こういうことでかなりのことが進められないと私ども聞いているのですが、その内容等についてできればお聞かせ願いたい。

○説明員(杉浦滋君) 先生お示しのよう、昨年の九月に協定を署名をいたしましたときに第三文書をもたらまして、協定が発効いたしまする旨

でわが国の行政権の範囲内で協定の実質を実施するという約束をいたしておるわけでございます。これもこの交換公文は、国連側からわが国のそういう誓約を待ちませんと、なかなかその準備もしくれわれはそれに応じたということのように伺つてゐるわけでございますが、申し上げるまでもなく、行政権の範囲内でということござりまするので、ここに書いてございます協定の実質といふことになりましても、これはあくまでこの本研修所を設置する準備とすることのために、私どもの所を設置する準備とすることのために、私どもお示しを願ひます法律と、それから予算の範囲内で準備行動をやつてまいりつておるわけでございます。

置されまするにせひと必要でござりまする施設の確保、これは現在郵政省の旧庁舎をお借りしておるわけでございます。その他資材、それから人等の職員によるいろんな準備と、うことで、昭

和四十四年度の予算といたしまして約千五百万円を経費で使わせていただいているわけでござります。

日本にこの研修所を置くことが最終的にき
まつたようですが、それまでの間にエカ
フエ等ではかなり他国からも希望等が出され
て、いろいろ議論があったように私ども聞いてお

るのですが、日本に最終的にきまるまでの経過、あるいは希望された国々がどういう形で辞退されたのか、あるいはそうでなくきめたのか、そこらの事情についてお聞きをしておきたい。

○説明員(杉浦滋君)この研修所は、御承知のように昭和四十二年のエカフェ総会で決定いたしましたが、ございまするが、先生お示しのように、当時これの研修所の招致国として希望を表明いたしましたのは、わが国のはかにフィリピン、インド

及びタイの三ヵ国がございました。そこでいろいろエカフエのほうを中心として検討いたしました結果、日本に設置するということを第二十三回の

総会で希望いたしましたときに、フィリピンが希望を撤回いたしました。その前に昭和四十一年の七月にインド及びタイは、この研修所を日本に設置するならば辞退をしようという希望を示されました。その希望を撤回いたされたわけでござります。ただフィリピンがまだ招致の希望を表明されてしまつたわけでござりまするが、昭和四十二年の二月にエカフェ事務局長の任命されました専門家調査団が日本とフィリピンを訪問いたしまして、いろいろの調査をされまして、その結果、日本に設置するのが適当であるという報告をエカフェ事務局長に提出いたしましたので、その結果、昭和四十二年の四月の、先ほど申し上げましたエカフェ総会におきまして、フィリピンも希望を撤回いたしまして、日本設置を一蹴できましたとハラ経

○山崎昇君 日本に満場一致で設置がきめられて
実はいま進行しているのだと思うんですが、そこ
で、このアジア統計研修所のおおよその規模とい
うのをどうぞお聞かせください。

いますが、機構といいますか、それから人員、あるいはどの程度のことをやられるのか、それをできたらひとつ説明願いたいということと、それから私どもあまり勉強しておりませんが、この協定

によってかなり日本もやはりいろんな義務を負わされるのではないかどうか、こう思います。そこでこの協定によってわが国はどの程度の義務を負うのか、そして、それについて政府としてはどう

いろいろなお考えになつておるのか、その概要をできるだけ御説明いただきたい。

うお示してござりますが、この研修所につきましては、わが国は国連と協力いたしましてこの研修所を援助し、設置、運営するという立場にあるわけでござります。そこで協定によりまして、わが国が行ないまする事業の実施につきましての内容

が、協定の第三条を中心として書かれておるわけ
でござります。

与、研修生の宿泊の施設等の便宜に関する事務を行なうという義務を負うわけでございます。それから先ほどの御質疑にございました組織との内容について簡単に申し上げます。この組織

は、まず九人のスタッフから構成されます。諮問委員会といふのができるわけでござります。これは申し上げますと、エカフエ事務局長、エカフエ事務局の統計部長と日本政府代表と、それから加盟

国から選ばれまする有識者五名、それから研修所長、以上申し上げました方からなりまする諮問委員会が設置されるわけでござります。それで、この基本的なプロジェクトにつきましては、この

次に研修所のスタッフ、組織を申し上げますと、国連側から十名、内容を申し上げますと所
調査委員会がいろいろお示しになるわけでござ
ります。

長一名 それから次長一名 講師が六七名を
れから計画官が一名と いうことでございまして、
それから日本側の協力の体制といったしましては、
研修所の次長に当たります協力官が一名、以下日
本側職員が十一名ということです。

それから研修所の事業でござりまするが、これは大体三十名の研修生を対象といたしまして、十カ月にわたりまする一般研修コースの研修を行ないまするとともに、大体四週間から八週間にわたりまして、加盟国の上級職員の研修生を対象としたします特別なコースによりまして、各関係国の中で統計に専門的に寄与するような職員を養成するというような目的で研修が実施されるわけでござります。

それから経費の問題でござりまするが、これはわが国の負担は五カ年間に約五億円でございまして、統額は、全部のこの研修所に費しまする経費の全体は約十四億一千万円、米ドルにいたしまして三百九十二万ドルでございまして、わが国はそのうち百三十九万ドル、それから国連開発計画は約二百二十万ドル、それからわが国外の十九カ国ござります参加国が合わせまして三十三万ドル負担するということになつております。

○山崎昇君 いまの説明で大体わかりましたが、四十四年から四十九年までの大体五年間と、こういふんですが、そうすると、五カ年過ぎればこの研修所というのは日本からなくなる、そして他の国にまた設置されるのか、あるいはもうこの開発機構としてはこういう研修機関というのは五年で一応いいんだ、こういうことになつておるのか、その辺のことをお聞きしたい。

○説明員(杉浦滋君) 現在定められております事

業計画によりますと、先生お示しのように五年半でござりまするが、そのあとどうするかというこ

とにつきましては、事業計画の中でも、この研修

所が始まりまして三年度を過ぎましたときに、関係国で協議してきめるということでござります。

ただ事業計画の中で、これが継続して設置される

ということを希望するということが示されておりま

ますので、その間の事情等を勘案いたしまし

て、三カ年の末に参加国の中できめてまいるとい

うことになつております。

○山崎昇君 そうすると、見通しとしては継続さ

れるという公算のほうが強い、こういうふうに判

は大体三十名の研修生を対象といたしまして、十カ月にわたりまする一般研修コースの研修を行ないまするとともに、大体四週間から八週間にわたりまして、加盟国の上級職員の研修生を対象としたします特別なコースによりまして、各関係国の中で統計に専門的に寄与するような職員を養成するというような目的で研修が実施されるわけでござります。

それから経費の問題でござりまするが、これは

わが国の負担は五カ年間に約五億円でございま

して、統額は、全部のこの研修所に費しまする経費

の全体は約十四億一千万円、米ドルにいたしまし

て三百九十二万ドルでございまして、わが国はそ

のうち百三十九万ドル、それから国連開発計画

は約二百二十万ドル、それからわが国外の十

九カ国ござります参加国が合わせまして三十三万

ドル負担するということになつております。

○山崎昇君 いまの説明で大体わかりましたが、

四十四年から四十九年までの大体五年間と、こう

いふんですが、そうすると、五カ年過ぎればこの

研修所というのは日本からなくなる、そして他の

国にまた設置されるのか、あるいはもうこの開発

機構としてはこういう研修機関というのは五年で

一応いいんだ、こういうことになつておるのか、

その辺のことをお聞きしたい。

○説明員(杉浦滋君) ここで、関連して国内の統計關係に

ついて一、二お聞きをしておきたいと思うんで

が、國際的にも統計というものはたいへん重要視

をされてきておる。それから国内においても統計

ということを希望されております。

○山崎昇君 そこで、関連して国内の統計關係に

ついて一、二お聞きをしておきたいと思うんで

が、國際的にも統計といふことは非常に重要な

機能として、行政そのものに密着して作成され

る必要があると考えますが、最近のように広く

統計は非常におくれておるわけでございます。ま

た、わが国におきましても、統計の需要が非常に

変化してまいりますので、統計の重要性といふこ

とにつきましては、今後ますます高まるんじゃない

かというふうなことを考えますと、やはりこ

の研修所といふものは、五年をおきましても十分

機能してもらいたいというふうに考えております。

○説明員(杉浦滋君) 先生も御承知のように、

統計は非常に重要であるとともに、その真実性が

ついてのお話がございましたが、統計は行政の基

本で統計を作成されるという分散型機構が適し

い。悪いの問題でありますのが、お聞かせ願いた

ではないか、従来お示しのように六等級の五号俸を予算に組んでおったわけですが、これは本年度から二ヵ年計画で全部六等級六号俸に是正するという方針で、本年度はその半分につきましてようやく六等級の六号俸をカバーいたしまして、来年度にはこれを全部六の六にしたいというふうに考えております。

○山崎昇君 その次にお聞きしたいのは、ことしはちょうど国勢調査の年に当たるわけですね。そこでこの国勢調査になると膨大な調査員を採用してやるわけなんですが、ただこの統計調査員を私ども見ますというと、しろうともおりませんし、いろんな職業の人からその期間だけ雇うわけありますから、いまのような統計がかなり複雑になつてくる。あるいはやり方もかなりめんどうなものが入つてくるというふうに私ども考えますと、從来のような統計調査員の雇い方ではまずいのではないか、こう思うし、さらにいまの労働力、全体的に不足なわけでから、適任者を得るとすれば、かなりこれは待遇をしなければいい人を得られないのではないかと、こう思ふんで、統計調査員といふもののことしがどの程度の基準で採用されるのか、あるいはどれくらいの人を採用されようというふうにお考えになつてあるか。それから時間がだんだんありませんが、できるならでね、何人かに一人ぐらいの心になるような人は、これはやっぱり常任的なものでなければ私はまづいのではないかといふふうでござります。まずいのではないかといふふうでござります。まず、その報酬のこ

うない金額でございます。この点につきましては、従来とも代々の大臣等をおわざらわせいたしまして、努力いたしておりますが、今まで少しこの点は検討願いたい。それから常任の問題は、なるほど公務員法との関係もあります。私は定員外の問題で、ほんとうは国勢調査の実施の関係でございますが、ことし後とも十分努力いたしてまいりたいと思つております。それからその人数でございますが、ことし約八十万人の予定でございます。それからそのお願いする人の人選にむずかしいのではないかといふ御懸念につきましては、まことにそのとおりでございます。そこで昨年の八月にも統計審議会から大臣あてに答申をいたいたいわけござりますが、その中にもやはり先生お示しのような常任制が、その中にもやはり先生お示しのような常任制が、その中にもやはり先生お示しのような常任制が、その中にもやはり先生お示しのような常任制がありますから、かなり実情に合わない点がたくさんあるのですね。そういう意味で私なんかに言わせると、たとえば建設現場のものなんかは、一つの工事の計画が終わるまでの間、いわば有期の採用方法たつてあっていいのではないかどうか、それが、条件はこれこれです、こういう形のやり方でございます。そこであれ私どもまあ常任制と申しましても、なかなか現在の公務員制度の方から申し上げまして、なかなかむずかしい点もござりますので、十分検討をしておるわけござりますが、やはりそのアトランダムにお願いするということは、先生お示しのように、いま非常に実際に実際上むずかしいわけでござりますので、ござりますので、十分検討をして結論を出したいと思つております。

ます。これの一につに当たるというふうに考えておられます。コードの統一と申しますといろいろござりますが、たとえば磁気テープの規格を統一するというふうなこともまあ標準化の一つでございますけれども、コードの統一のいい例を申し上げますと、たとえば都道府県、市町村に対する番号ですね、これが現在のところでは各省庁全くまちまちでございまして、政府全体の中でも十数通りの番号つけがございます。こういうことになつておりますと、せつかくいろいろ資料が集まりました、その相互比較でございますとか有機的な利用が非常に不便になるということで、これは統計のほうが中心になりまして、統計審議会でいろいろ検討されました結果、まあ標準的な都道府県、市町村の番号をつくりまして、まあこれを、いま各省庁でなるべくこれを使つていただくよう考えております。なかなかすぐには切りかわりませんが、そういうことを考えております。

そういうことがコードの標準化ということでございまして、国民の番号につきましても、実はこれは現在関係省庁でそれそれぞれいぶんいろいろ番号をつけておられるわけでございます。健康保険につきましても、年金につきましても、あるいは免許につきましても、これすべて番号がついておりまして、ただ、この番号が全く不統一でばらばらになつていて、これはやはり統一したほうが行政上便利ではないか、と申しますのは、やはりコンピューターが行政に入つてまいりますと、これはどうしても行政がいろいろな面で機械化され、これはまた非常に喜ぶべきことであるし促進すべきことである。機械化されると、やはり機械にかけます以上は、資料なりデータは、これはどうしても数量化されるを得ない。その数量化されました際に、それがそれぞれの所管庁によりましてばらばらの数量化では、これは非常に不便でございまして、どうしても統一的な数量化が必要だ、これはまあいわば機械化の導入ということに基づきます大体の一般的な傾向というふうに考えているわけでございます。

そういうことで國民についても各省庁がいろいろ番号をついているけれども、これを統一したほうが非常に行政上便利ではないか。たとえばどういう点で便利かと申しますと、御承知のように各都道府県、市町村に対する番号で統一されると、これが非常に標準化されるので、たとえば北種類、保険の種類が人によって移ります際に、その通算がたいへんに複雑になる。そういう際に、それは番号が統一されておりますと、これはすぐリファーできる。そういう点で通算がたいへん簡単になる。あるいはまあこれは一つの例でございますが、失業保険の受給につきまして、現在九十万あるいは百万人をこえる重複支給の申請があつた。これはもちろんいろいろとチェックをいたしまして、重複支給をしていないわけですが、これはなぜそういうことになるかと申しますと、現在失業保険の番号が、個人に対する番号が府県別、地域別になつております。これを

全国一本にいたしまして、電子計算機を使いますと、そういう重複はすぐわかる。しかし、府県別の番号になつておりますために、地域別の番号になつておりますために非常に不便だ。これが各省の番号の統一ということの便利な一つの証拠かと思つております。

また別な面から申し上げますと、東京都の中野区役所が、この区役所も非常に機械化と申しますと、そういう問題について、これはいろいろな秘密の問題については、これはいろいろ問題はあると思います。これからはいろいろ問題について非常に慎重に検討を重ねてやつていくべきものだというふうに思つております。ただ秘密の問題につきましては、現在の状態を申しますと、やはり公務員法によりまして、公務員は職務上知つた秘密を漏らしてはならぬといふこともござりますし、先ほどお話を出ておりまして、統計の例をとりますと、指定統計の個々の調査票は、これは統計以外の目的に使つてはならぬ。警察の捜査上の目的にも、あるいは税の目的にも使つてはならぬというふうに法律で、統計法であります。そのような法律上の担保力が現在もすでにございまして、そういう担保がございまして、これはやはり統一の方向に持つていくのを受け入れ方が非常に複雑になる。これが一本になつていると、たいへんに便利であるといふように申しますと、各省庁の個人の分類番号がばらばらであることにによって、区役所でそれを受け入れる

外に出してはいかぬということがはつきりきておるところでございます。

これにつきまして、先ほど申しました八月三十日につきまして、先ほど申しました八月三十日の閣議決定によります関係各省庁の連絡会議がございまして、その会議で関係各省庁の意見をいろいろ聞いておりまして、まだ始めたばかりでございまして、これからどういう方向に持つていくかといふことは、これから勉強にかかっているわけでございます。

それで、まあ外国の例を申しますと、たとえば北欧四カ国は、これはもう現に国民の統一番号を実施いたしております。また、西ドイツ、フランスは、これは二、三年前から準備をいたしております。西ドイツはおそらく再来年、まあ来年ないし再来年にはこれを実施に移すということで、もう実際に決定をして進めております。またイギリスにおきましても、その研究を始めておりまして、これも日本よりもだいぶ前から研究を始めておりまして、実施に移すべく努力をいたしております。

そういう事情でございまして、ただいまおつしやいましていろいろな秘密の問題については、これはいろいろ問題はあると思います。これからそういう問題について非常に慎重に検討をしておりまして、ただ秘密の問題につきましては、現在の状態を申しますと、やはり公務員法によりまして、公務員は秘密を守ることになつておるし、いろいろ法律で制約があると言う。しかし、現実に一億なら一億の國民が一連番号で全部できちやえは、これは私はやはり使われないと保証できません。そこで、心配になるのは徵税、犯罪の捜査あるいは政治結社の自由に対する侵害、あるいは宗教上の問題等、いわば人権に関する問題まで、何かの問題等、私は利用されないと限らないと思うのですね。こういう問題については、よほどこれはその国が民主制度なり民主主義というものが発達した段階でなければ、私はたいへんな間違いを犯すおそれがあるのじやないか、こう心配しておるだけです。そういう意味で、いまあなたが指摘された、たとえば国民年金等、失業保険等云々は、一本になつておるからやりやすいんだということは、確かにそのとおりでしよう。しかし、これはそれがあつてやられておるのですから、多少の不便はあるかもしれません。あるかもしれないけれどもそれが、私は國民番号制度というものは、これはよほど慎重にやらないと、國民のサイドからいようと、たいへんなことになつてくるのじやないか、こういう気がしているものですから、あなたがまあ新聞紙上でかなりなことをいろいろと述べられてお

であります。これが、これで、連絡協力でやられているよう
り指摘をしておきたいのは、そういう点で国民の
ほうからは心配なんです。慎重の上にも慎重に
やつてもらいたい。単に能率化とか、それから
コードの標準化とか、そういうものだけでこれ
は法律すべき問題ではないのではないか、こう考え
るのです。それについてはどうですか。

○政府委員(河合三良君) 御質問の第一の、どこが使うかという問題でございますが、これはその点までまだ確定をもららんいたしておりません。ただ中央に非常に大きなデータ・バンクをつくつて、そこが扱うというふうなこと、理論的には考えられるかとも思いますが、しかし、事實上はそれは全くそこまでの大バンクをつくることは不可能だと思います。そういうことで、それぞれの部分にそれぞれの責任を持つて、それをどこかが間を連絡するというような程度かと思つておりますが、しかし、これはまだこれから検討の問題でございます。

ただいま第二点として御指摘をいただきましたこの基本的個人権に関する問題でございますが、これは私どもその重要性は十分に認識をしておりますがございまして、御指摘の点十分に含みまして、検討を進めていきたいと思っております。

○委員長(西村尚治君) 午前中の審査はこの程度にいたし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十三分休憩

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
御質疑の方は順次御発言を願います。

とも、盛んにいま行政機構改革の問題が、国会の開会中といううせいもありましようけれども、新聞が取り上げてみたり、あるいは行政監理委員会の六人の委員が取り上げてみたり、いろいろいたしておるわけですが、これから行政管理庁長官として、行政機構改革についてどういう考え方を持つておられるのか、それとまずお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 行政改革につきましては、政府は臨時行政調査会の答申を尊重しつつ、国民のための行政の実現を期して、これの簡素、能率化につとめてきました。ただ、行政改革は、戦後の歴代の内閣が試みて常に多くの困難にあつてきましたものであり、また臨時行政調査会の答申も、きわめて広範多岐にわたつていて、その中には現行行政制度の基本に触れるものが多く、恒兵急にその全面的な実施等、問題の解決を期することとはきわめてむずかしゅうございます。しかしながら、社会経済の発展に即応して、簡素で能率的な行政を実現し、国民負担の軽減に資することには、国民各界各層の強く期待するところであります。したがつて、政府としては、このよだな認識のもとに、行政改革を重要政策の一つに取り上げ、行政機構及び運営の簡素能率化をはかるため、昭和四十年度からおおむね三ヵ年を日途とする第一次及び第二次の行政改革を定め、計画的に行政改革の推進につとめております。また、行政改革の一つの柱である定員管理につきましては、第六十一大国会で成立したいわゆる総定員法及びその当面の具体的な運用方針としての三年間五%の定員削減措置により、行政需要の消長に応じた定員の機能的彈力的運用をはかるようにつとめておる次第でござります。

○健國哲夫君 これから行政機構改革ということでお、新聞等に報道されておりますのは、国家行政組織法の改正を検討しておる、で、その内容はありますし、それからいまお話しのございました終定員法を裏づけにした定員管理について、三年間

に五%定員削減する。これも年度が終わりの年度に近づいて、そこで統いて三年間に五%削減するという方針がきましたよな報道も行なわれてゐるわけですね。この二つについてどういふうにお考えになつておられるのか、そういう点について、明らかでありますればお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣（荒木萬蔵夫君） 行政組織法は昭和二十四年に定められたものでありますて、新憲法実施後、行政機構その他の定めておりますが、戦前、各省官制通則で定まっておつたもの、あるいは各官制で定めておつたもの、あるいは官等俸給令その他諸般の制度は、ことごとく天皇の大権事項とされておりまして、勅令で定まっておりました。それを新憲法に基づいて整備する作業は、昭和二十四年といえども早々の際でございまして、十二分に検討されておるかどうか、疑問なしといたしません。そこで、戦後二十五年を経まして、行政組織法が制定されまして以来も二十年を経過しておりますので、その再吟味をいたしたいといひうので、検討に着手した次第であります。でなければ、事が根本法規に關することでございまして、まだ検討の途中でございまして、まとまつた意見等を申し上げる段階ではございません。要すれば、次の通常国会に提案を目指してせっかく検討中でございます。

それから定員の三年間五%削減計画でございますが、四十三年度、四年度を経由しまして、四十五年度、さらに四十六年度で終わりになりますが、一応の三年間五%の定員削減というのは、總定員法運用の準備とでも申しましようか、そういう意味合いで企画したものでございまして、統いての、たとえば三年間なら三年間で何%削減するかについては、まだ何とも申し上げかねます。しかしながら、總定員法の運用上は統いて何%かの定員削減を必要とするんじやないかといふうな意味合いにおいて検討中でございます。

以上、お答え申し上げます。

〔鶴園哲夫君〕「一つお尋ねをいたしたいのは、昨年の一月——ちょっと古いことになりますが、十一月だったと思いますけれども、行政管理庁長官の写真が載りまして、長官の意見ということでしょうかけれども、長官がお書きになつたものかどうか知りませんですけれども、行政管理庁長官の荒木さんの写真入りで相当大きくなつたのですが、総定員法というは、これは行政機構改革の外堀に該当するのだと。いま、政府としては国家行政組織法を検討しつつある、改正を検討しつつある。これが行政機構改革の内堀になるんだと。だから外堀を埋めて内堀を埋めなければ行政機構改革といふのは言つてみたって始まらないのだという意味の内容のものが大きく報道されたことがありますて、これは長官が書かれたのかどうか知りませんけれども、そういうのが出来まして、これは私は私なりの理解をいたしておるわけですけれども、なかなか激しい話の内容でしたですね。しようとがいろいろ言つておるようだけれども、何にもわからぬでしろうとは言つておるのだと。行政機構改革というはそんな簡単なものじゃないんだと。外堀を埋めて内堀を埋めていかなければ行政機構改革はできないのだ、こういうようななかなか調子の高いものでした。ですから、私は私なりにこれは理解する面もありますけれども、そういうものだらうと、いろいろうに推定はしますけれども、長官、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

それからもう一つ、これは長官でなくてもよろしく、どうぞざいますが、この間、人事院の資料で検討しました、それから実際国家公務員の職場について見ますというと、なかなか、公務員になりましてもやめる人が非常にふえている。特に若い人でやめている人がふえているという話を聞きまして、人事院の資料等を調べてみますと、正確な調査はないですけれども、この四、五年の間の初級職ですね、初級職の試験、つまり高等学校を出て国家公務員になるには、初級職の試験を受けるわけですが、その受験者が半分以下に減つておりますね、この四、五年の間に二十万をこして

おつたものが十万を切るという状態になつております

考えになつていらつしやるのか。

ますですね。ですから、もちろん進学の問題もありますし、ベビーブームの問題もひっかかりますけれども、全体として見ますと、どうも公務員になるという、そういう志望者が激減をしていると、半分に減つてしまっているということが言えますし、それから中級職を見ますと、これも志望者というものは半分に減つておりますね、この四、五年の間には。それから上級職も非常な減少して、新しく公務員になってくる者が、特に初級職の場合、高等学校出て、入ってくる者、これが公務員の大多数を占めるわけですけれども、非常に志望者が少なくなっている、半減しているということ、もう一つは、これからもずっと減つてくるのじゃないかということを心配をするわけですね。それで人事院に聞いてみますと、どうも募集をするときに、初任給が民間と比べると一年お集するなんけれども、国家公務員の場合はそういうことになると、民間の場合は、もうことしの夏に募集するわけですが、もう来年の三月の初任給はこれくらいになる見込みだということも出して募集をするなど、民間の場合はそういふくれになると。民間の場合は、もうことしの夏にもいろいろと制限がある。したがって、こういうで。したがって、民間よりは一年おくれの初任給で募集せざるを得ないし、いろいろ民間とは違ったP.R.のしかた、あるいは募集のしかたについてもいろいろと制限がある。したがって、こういう事態になっておるのだというようなことを言つておりましたですけれども、相当これからも激減するのじゃないかというふうに思いますし、それから離職率を調べてみると、確かに離職率は少し高まつてしまつております。ですが、五十五歳以上の離職率というのは下がつてきていますね。ですから考えられることは、やはり私どもが公務員の職場に行って見て、初級職の試験を通つて、二年、三年しているうちにやめていくことが多いということが、やっぱり裏づけているのじやないかという気がするわけなんですね。そういう点を、行政管理庁としてはどういうふうにお

それにもう一つ、三年間に 5% 定員を削減する
ということだが、常識的に言いますと、何か国家公
務員の職場というのは、定員的に非常に不安定な
のではないか。まあ中身はそうではないのです
が、行政需要に応じて政府全体の定員をさいてい
こうという考え方なのですけれども、外から見ま
すと、三年間に定員を 5% 削減するというふうに
なりますと、どうも定員関係が非常に不安定じや
ないかという印象を非常に強く外には与えてい
るようです。ちょっと説明したってわかりません。
それはさらにこれからも、おっしゃいますように
総定員法というたてまえから言えば、これはやは
りまた三年間に 5% とかいう削減をしなければな
らないでしよう。そうしますと、これは一般に与
える影響は、相当定員関係がこの五年、十年にわ
たって不安定だという印象を非常に強く受ける。
そうしますと、初級職というような公務員になる
人が、公務員の中では非常に多くの部分を占める
のですが、そういうような人たちが非常に不安感
を感じているという私は受け取り方をしているわ
けです。そういう問題について、行政管理庁とし
てはどういうふうにお考えになつておりますか。
これは事務当局にお尋ねします。前のほうは大臣
にもし所見がござりますれば、大臣のほうから承
りたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 外堀、内堀といふこと
とを申した覚えはございませんが、しかし総定員
法と行政組織法の再検討、これが二つのレールで
ある。戦後の日本の行政機構その他を考えるにあ
たりまして、また行政改革等を考えるにあたりま
して、何としても総定員法というようなものによ
りまして一応の最高限度を定めて、その範囲内で
まかなつていくという考え方、いわゆる役人のセ
クショナリズムを乗りこえて、行政改革をしてい
く上にぜひとも必要である。こう考えたのが、内
堀か外堀か知りませんけれども、一つのレールで
ある。もう一つは、先刻申し上げましたような見
地に立つて再検討すべき課題として行政組織法が

おでりませんけれども、たとえば三条機関、八条機関といわれるがごとく、その他基本問題を含んでおいらまして、そのことを再検討して、現在及び将来の行政機構についてあるべき姿を想定しまするならばいろいろと問題がある。その問題を解きはぐとして再編成をするという課題こそがまた第二のレールで、その二つのレールがあつて、初めて行政改革等との与えられた課題に対処できる、こう考えまして、そんなふうなことを言つておったことが内堀、外堀の例によつてたとえられて報道されたかと思うのでございますが、内堀、外堀論は以上のような次第でございます。そのあと二つの課題は政府委員からお答えいたします。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げますが、先生御指摘の点につきましては、まず第一点の初級職の募集者がだんだん減つていくという点でござりますが、これはひとつは労働力全体の需給が、日本全体として非常に供給が減つていくという傾向から考えられますと同時に、御指摘のように、民間と官庁との間のいろいろな条件の差と、うことから民間のほうに移っていく、二重の点で公務員に対する志望者が減るということがあるというふうに考えております。確かに御指摘のとおりでございまして、現在総定員法のもとで少數精銳主義ということでやつてゐるわけでござりますが、これがまあ二年、三年のうちにそういう事態になるかどうかはわかりませんけれども、五年、十年とたまますうちに、労働力全体のまあ供給の減少ということから、いろいろと総定員法の実施面につきましても影響が出てくるかというふうには思つております。

ただ、第二点として御指摘の不安定という点でございますが、これは確かに私どもの説明不十分な点もあるいはあって、そういう世上一般の誤解を招いたかと思ひますが、現在三年五%による削減は、これは欠員になつております分を、その欠員になつております定員を五%だけ三年間に私ど

○鶴園哲夫君　長官の御意見ですが、これは定員を規制する総定員法、機構を規制する国家行政組織法、いずれにしても、これが行政機構の二つのレールであることは間違いない。よしにつけあしきにつけ、二つのレールであることは間違ない。その意味では理解ができるわけなんです。まあ今後國家行政組織法を検討していかれるということは、あります。確かに先ほど長官がおっしゃったような点について問題があることは承知いたしておりますけれども、ただ私が問題にいたしたのは、新聞等で報道いたしております局、部といふものを整理するという考え方ですね。これはいづれまた機会をあらためまして意見も伺いたいと思いますが、二本のレールであるという点についてはどのみちそうだと思います。

それからいま局長の答弁にありましたように、総定員法による三年五%削減という内容は、いま局長のおっしゃったとおりであります。私もその意味では誤解はしていないわけですが、ただ外に与える影響は、三年間に五%削減という形になっていると、どう説明してもなかなか理解がつかない。ですから外から見ると非常に不安定だという感じを受けるということを私は申し上げたのです。実際の運用は、これは公務員にすでになつてゐるところで、外から見ると非常に不安定だという感じを受けるのではないかと私は思つてます。

おられます定員の操作ということによって行なつておられるので、不安定な状態を結果として招来するということではないと私どもは確信いたしておりますが、まあそういう点につきまして説明不十分な点が從来ございましたとすれば、これはさりに今後は説明をしていかなくちやならぬかと十分に今後は説明をしていかなくちやならぬかというふうに思つております。

者は、これは理解をしていると思いますがね。

その次にお尋ねをいたしたいのは、三月の四日に出ました行政監理委員会の委員という名前をも

ちまして、安西、犬丸、太田、佐藤、寺尾、吉

武、こういう監理委員会の六人の名前で「行政機

構等の整理縮小に関する当面の措置について」と

いう文書が新聞報道されまして、私も印刷のものをいただいて拝見したわけですが、こういうもの

は行政監理委員会の権限として行なつてるので

しょうか、どういうものなのか。これは長官でな

くてもいいのですが、性格を伺いたいわけです。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

御指摘の三月四日行政監理委員会の委員、六委員から出されました御意見につきましては、これ

は行政監理委員会の意見ではございませんで、行

政監理委員会の委員六名の方の学識経験に基づく御意見というふうに私どもは理解いたしております。

○鶴園哲夫君 この意見はだれに出したものなん

でしようか。あて名が書いてないんですが、行政管

理庁長官に出されたのか、あるいは行政監理委員

会の委員長に出されたのか、総理大臣にて出さ

れたのか、これはどういう性格で出されたのか、

あて名がない文書になつていてる。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

行政管理庁長官にてでございます。

○鶴園哲夫君 このは六人の委員がそういう意見

を述べたということになるわけですか。そういう

ことであれば、これは委員会としてではなく、六

人の委員が意見を述べた。だれでも意見を述べ

ことができますね。ぼくだって意見書をひとつ行

政管理庁長官に差し出すことが可能ですね、やろ

うと思えば。そしてまたお受け取りになるでしょ

う。そういう性質のものですか。

○政府委員(河合三良君) 形式的に申し上げます

と、ただいまお話しのとおり六人の委員の個人の

御意見をまとめられたものというふうに理解いた

しております。ただ六人の委員の方々、いずれも

行政監理委員会にお願いしておりますよう

くてもいいのですが、性格を伺いたいわけです。

関係で、行政管理につきましての特に学識経験の高い見識をお持ちの方だと思いますので、そういう意味で拝聴をいたしておるわけであります。

○鶴園哲夫君 こういう行政監理委員会の委員長

を除きまして、任意に六人の人が、どういう機会

に意見をまとめられるのか、よくわからないんで

すけれども、これは六人の意見がたびたび出

わけですね。一回だけではなくてたびたび出

ている。これはどういう気持ちなんだらうとい

う——行政監理委員会の権限というのはあるんだ

から、監理委員会についても私は異議があるんで

すけれども、監理委員会というのに対しても、それ

は別にしまして、委員の人たちがどういう気持ち

でこういうものを出されるのか、私も疑問に思

うですが、いま局長の答弁ですと、御専門などい

うお話をありますけれども、これを見ると、とて

も専門には見えない、しろうともいいところだ。

結局よくわからないんですが、こういうのは断

わつたらどうですか。断わるわけにいきません

でしようか。あて名が書いてないんですが、行政管

理庁長官に出されたのか、あるいは行政監理委員

会の委員長に出されたのか、総理大臣にて出さ

れたのか、これはどういう性格で出されたのか、

あて名がない文書になつていてる。

○鶴園哲夫君 この意見はだれに出したものなん

でしようか。あて名が書いてないんですが、行政管

理庁長官に出されたのか、あるいは行政監理委員

会の委員長に出されたのか、総理大臣にて出さ

れたのか、これはどういう性格で出されたのか、

あて名がない文書になつていてる。

○鶴園哲夫君 お答え申し上げます。

行政管理庁長官にてでございます。

○鶴園哲夫君 このは六人の委員がそういう意見

を述べたということになるわけですか。そういう

ことであれば、これは委員会としてではなく、六

人の委員が意見を述べた。だれでも意見を述べ

ることができますね。ぼくだって意見書をひとつ行

政管理庁長官に差し出すことが可能ですね、やろ

うと思えば。そしてまたお受け取りになるでしょ

う。そういう性質のものですか。

○政府委員(河合三良君) 形式的に申し上げます

と、ただいまお話しのとおり六人の委員の個人の

御意見をまとめられたものというふうに理解いた

見を出すについては、委員長を交えてはいけないと御判断したかと想像するんでありますけれども、そういうことで六人の見識ある民間有識者と

いう立場に立って意見を述べられ、行政管理庁長

官にて出されましたけれども、同時にこれを總

理大臣にもお伝え願いたいという添え書きがありまして出されたのでありますけれども、事実上ある示唆

が御心地ではなかろうかと想像するわけあります。形式はいかにあれ、一つの意見が出されまし

たから、それをまとめて受けとめまして、検討を開始しているところであります。

○鶴園哲夫君 いまの大臣の御答弁を承つていま

すと、行政監理委員会の六人の委員の人たちが、

個人的な資格なんでしょうが、いまの御答弁を伺つておりますと、何か意見としてだけれども、ほ

んとうに尊重しておられるような印象を受けたの

ですが、誤解かもしれませんけれども、何か委員

会の委員長が入つていないだけの話であつて、何

か実質的には行政監理委員会の意見のように尊重

されているよないま受け取り方をしたのです

が、そういうものではないのじやないかと私は受

けとめておつたのですが、どうであるか。

それともう一つは、こまかくなりますが、それが

も、たとえばここにあります、第二項目にあげて

おります統計調査事務所、これは政府も非常に協

力をされて、農林省も協力をして、それぞれ計画

を立ててどんどん進めておられる最中なんです

ね。それとは全く反する見解というものを出され

ておりますね全然反対の。これを見ると私は、

いいかげんなものだなと、しろうともいっところ

だと。少なくともこういう問題について意見を言

われるならば、もつと現状を把握した上で意見を

述べてもらわないと、個人的な意見でしようか

だ。たいしてどうこう言う必要はないと思います

が、何か先ほどの大臣の御答弁を承つております

と、そういう印象を受けたのですが、受け取り方

が間違えているかどうか。

はあると思います。それはそれとして、六人の委員がせつかく意見を述べられたのですから、実行するものは実行する、実行できないものは実行できませんけれども、事実上ある示唆

をいたしておるわけあります。

○鶴園哲夫君 大臣、いまのお話で理解しました。

次に、一応いまの問題は終わりまして、アジア統計研修所、これを行政管理庁の所掌事務の中にかつておられますと、何か意見としてだけれども、ほんとうに尊重しておられるよう印象を受けたの

ですが、誤解かもしれませんけれども、何か委員会の委員長が入つていないだけの話であつて、何

か実質的には行政監理委員会の意見のように尊重

されているよないま受け取り方をしたのです

が、そういうものではないのじやないかと私は受けとめておつたのですが、どうであるか。

それともう一つは、こまかくなりますが、それが

も、たとえばここにあります、第二項目にあげて

おります統計調査事務所、これは政府も非常に協

力をされて、農林省も協力をして、それぞれ計画

を立ててどんどん進めておられる最中なんです

ね。それとは全く反する見解というものを出され

ておりますね全然反対の。これを見ると私は、

いいかげんなものだなと、しろうともいっところ

だと。少なくともこういう問題について意見を言

われるならば、もつと現状を把握した上で意見を

述べてもらわないと、個人的な意見でしようか

だ。たいしてどうこう言う必要はないと思います

が、何か先ほどの大臣の御答弁を承つております

と、そういう印象を受けたのですが、受け取り方

が間違えているかどうか。

○説明員(杉浦滋君) お尋ねの最初の問題でござりますが、行政管理庁がアジア統計研修所に関する事務を所掌するのはどういう点かということです。

これは設置法におきましても、統計基準局が所掌するのと、統計基準局といふのはどういう内容になつているのか、以上二つお尋ねしたいと思います。

○説明員(杉浦滋君) お尋ねの最初の問題でござりますが、行政管理庁がアジア統計研修所に関する事務を所掌するのと、統計基準局といふのはどういう点かということです。

これは設置法におきましても、統計基準局が所掌するのと、統計基準局といふのはどういう点かといふことは、統計基準局といふのはどういう内容になつているのか、以上二つお尋ねしたいと思います。

○説明員(杉浦滋君) お尋ねの最初の問題でござりますが、行政管理庁がアジア統計研修所に関する事務を所掌するのと、統計基準局といふのはどういう点かといふことは、統計基準局といふのはどういう内容になつているのか、以上二つお尋ねしたいと思います。

○説明員(杉浦滋君) お尋ねの最初の問題でござりますが、行政管理庁がアジア統計研修所に関する事務を所掌

が国としても受け取りまして設置に協力ををしてま
ったわけでございます。したがいまして、以上

申し上げましたような点から、行政管理庁がアジ
ア統計研修所に関する事務を行ないたいというこ
とで、それを明確にするために、今回設置法の御
審議をお願い申し上げておるわけでございます。

それから第二の点で、行政管理庁の中に一局と
してございました統計基準局がその後どうなつて
おるかということでございますが、これは御高承

のよう、この前の一局削減によりまして行政管
理局の中に吸収いたされたわけでございますが、
新たに設けられました統計主管が、従来統計基準
局で所掌いたしております事務につきまして総
合調整をいたしております。

それからなお、従来行政管理庁の統行基準局長
が長官から権限を受けておりました統計法並びに
統計報告調整法に関する権限も、そのまま統
計主幹が引き続いで事務を執行しておる、こうい
うような状況でございます。

○鶴園哲夫君 そうすると、私は、各省庁一局削
減という画一的にやらなければ、なかなか局の削
減はむずかしいということもあって、画一的にや
られたのだろうと思ひますけれども、その統計基
準局というものがなくなることについては、どう
も画一的過ぎるという感じを持つておったわけで
す。今回こういうふうにアジア統計研修所とい
うようなものができてくるという場合に、日本の政
府の中にはそれを取り扱う局がない。局は實際上
は統計主幹という妙な名前ですけれども、私は初
めて聞きました、主幹ということばを。主幹とい
う名前も何となくものさびしい話ですね。ですか
ら、やはりどうも統計基準局というものがあつた
ほう、人間としても四十人だったと思いま
すが、きわめて少ない人間だったと思うし、きわ
めて能率的に動いておったのですから、どうもな
くなつたのはさびしい感じがしますね。復活させ
るお考えはありませんか。何も人間はふえるわけ
じやないですからね。どうもかつこう悪いです
ね、統計主幹というのは、どうですか、長官。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 何せ一省一局削減、
これは行政機構改革の起爆剤であるという触れ込
みのものと実行したので、実行して間もなくまた
いかがかと存じます。統計主幹が基準局當時と同
じ氣意込みを持って事に当たつておりますから、
現状としてまあまあ支障ないということで御容赦
いただきたいと思います。

○鶴園哲夫君 こういうりっぱなアジア諸国の統
計の研修所が日本にできて、所長もなかなかつ
ぱな人がお見えになると、そういうわけで、ちょっとも
さびしい感じがするわけですから、ここに書
いてありますように確かにアシア諸国、エカフエ
に加盟しております諸国の経済発展に対しても統計
がおくれているということが、その発展を阻害し
くない形にしている一つの原因だ、そこで統計の
研修所をつくるということについては非常に賛成
だと思います。私も若いときにいまの中国大陸に
おりまして、日本から行って向こうにおいて、中
國の統計というものがいかにおくれているかとい
う、当時の日本から比べてもたいへんなおくれ
方、むちやくちやな統計だったと思うのですが、お
そらくアシア諸国においても、日本に比べて統計
というものが非常に遅れておるのじやないかと
思うのですが、その意味でこういうものが設けら
れることは非常に賛成なんですが、おわづか三十人の研修をされることになつておるよ
うですし、それから四年か五年でなくなるわけ
うのは、そういう点についてお尋ねをいたしま
す。

○説明員(杉浦滋君) せっかくこういう研修所を
つくるのに三十名の研修生では少なくはないかと
いうような御指摘でございますが、御案内のように
本研修所におきまする研修は実習あるいはゼミ
ナールを並行して、その中におままで実際的な
行政官としての統計専門家を養成するというよう
な趣旨でございますので、研修生としての数が

あまり多くざいますと、なかなか効果も少ないと
いうようなことで、まあ三十名程度が適当じや
ないかというようなことで、一応三十名の定員と
いうふうにしたよう聞いておるわけでございます
が、なお先生御指摘の三十名のほかに、これは
少し上級の公務員でございますが、そういうも
のを対象といたしますて十五名、四週間ないしは
八週間の期間をもちまして研修を実施する計画に
しておるわけでございます。

それから、こういう機関を五年の短期で終了す
るのはどういうものかというような御指摘でござ
いまするが、これは確かに私どもも統計と、いうも
のがいいよ日本におましても非常な重要な度
合いを高めてまいりますし、いわんや、先生御
指摘のように、東南アジアの国々におましましては
統計が非常におくれておるわけでございますの
で、五年間ということだけこの問題が片づくと
は毛頭思わないわけでございます。そこでこの協
定に基づきまするこの研修所の運営につきまして
細部を取りきめました実行計画の中で、五年のうち
三年間を過ぎましたあとに参加諸国によつて今後
五年を過ぎたあとをどうするかということを検討
するということがうたつてございます。なおそこ
に国連の開発計画といたしましては、なおそれが
継続して設置されることを希望するということを
書いてございます。そこで、おそらく三ヵ年を過
ぎましたあとには、前向きの議論で参加国がこの
設置を継続するような議論になるのじやないか、
これは見通しでございまするけれども、私どもも
ぜひひそかにうつうにしてこれを継続運営してもら
うようにいたしたいと存じております。

○鶴園哲夫君 ここにあります事務職員十一名、
これは日本政府職員をもつてある。そのうちの
六名は純定員増、残りの六名は行政管理庁、他の
部局から振りかえるということになつております
ね。これはもう研修所に入ったときになるわけで
すが、十二名の人たちは。十一名ですか、十二名
になるわけですね。次長二名のうち一人は日本政
府職員、あと事務職員十一名、計十二名というの
は、この研修所に入つたままになるということです
か。

○説明員(杉浦滋君) 御指摘のように全部で十二
人でございます。十二人の内訳は、秘書でござい
ますとか、図書司書、タイプリスト、運転手とい
うような、どうしても振りかえのきかない新規増を
ます。そのため監察等の御協力を得て振りか
えています。

○鶴園哲夫君 そうすると、振りかえの六名とい
うのは、これは統計主幹のところの職員が行くわ
けですか、違うでもないわけですか。少ないところ
へ持つてきて、六名また持つていかれたので
は、統計のほうも困るのじやないかと思うのです
がね。そういう点をひとつお尋ねをしたいと思って
ます。

○説明員(杉浦滋君) 御指摘のように全部で十二
人でございます。十二人の内訳は、秘書でござい
ますとか、図書司書、タイプリスト、運転手とい
うのがいいよ日本におましても非常な重要な度
合いを高めてまいりますし、いわんや、先生御
指摘のように、東南アジアの国々におましましては
統計が非常におくれておるわけでございますの
で、五年間といふことだけこの問題が片づくと
は毛頭思わないわけでございます。そこでこの協
定に基づきまするこの研修所の運営につきまして
細部を取りきめました実行計画の中で、五年のうち
三年間を過ぎましたあとに参加諸国によつて今後
五年を過ぎたあとをどうするかということを検討
するということがうたつてございます。なおそこ
に国連の開発計画といたしましては、なおそれが
継続して設置されることを希望するということを
書いてございます。そこで、おそらく三ヵ年を過
ぎましたあとには、前向きの議論で参加国がこの
設置を継続するような議論になるのじやないか、
これは見通しでございまするけれども、私どもも
ぜひひそかにうつうにしてこれを継続運営してもら
うようにいたしたいと存じております。

○鶴園哲夫君 以上をもちまして質問を終わります。
○峯山昭鮑君 きょう私は、行政管理庁設置法の一
部を改正する法律案の審議にあたりまして、
二、三質問をしたいと思います。

六十一国会以来、久しぶりのいわゆる行政改革
に關する問題の審議でありますので、最初に二、
三質問をしたいと思うのですが、いわゆる行政改
革というのは、これは何といいましても、国民が
一番待ち望んでいる問題であると思うのです。た
とえば、前の臨時行政調査会の会長だった佐藤さ
んがこんなことを言っておりますが、これは

これが本研修所におきまする研修は実習あるいはゼミ
ナールを並行して、その中におままで実際的な
行政官としての統計専門家を養成するというよう
な趣旨でございますので、研修生としての数が
くらいのムダがあるか、金額で表わそと努力

したことがある。しかし、「官庁側が協力しない」とかある時間のロス、損失などを一切合計する補助金、ムダな陳情行政に要する費用、許認可などにかかる時間のロス、損失などを一切合計する「兆円から五千億円」の間になる」のではないか、こういうふうに言っておりますが、非常に私はこの行政改革を本格的に進めることによつて、確かに国の予算の節約になる。私はほんとうにこの人のおっしゃっているとおりだと思います。

また、ここに四十三年に自治省がまとめた「地方行政の合理化」というものがありますが、これによると、この自治省の改革案が実現すれば、国費で五百億円、地方費で二百億円、合計七百億円の節約ができる。

私はこの問題について、金額とかいろいろなことを言うよりも、要するに行政改革を本格的に取り組んでいけば、ほんとうにいろんな面でいわゆる国民の負担が軽くなる。また、国民のいろんな一般日常の業務が非常にスムーズにいくようになる。そういう点ではぜひとも行政改革というものを本格的に取り組んで進んでいかなければならぬ。こう思つておるのでありますが、初めに私は、どうしても、最近この行政改革に対する取り組み方が大臣をはじめ皆さんちょっと変わってきたのじやないかということを私はしみじみ感じるわけであります。この内閣委員会に出ておりましても、皆さん答弁ぶりやいろんな姿を見ておりましても、前の木村長官のときとはずいぶん雰囲気も違いますし、答弁の態度とか——それは個人的なニュアンスもありますが、違うと思いませんけれども、態度というか、いろいろな問題が非常に違うように思うのです。変わってきたようと思うのですね。そこでこの行政改革に対する取り組み方、姿勢といふものについて、初めに大臣にお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 取り組み方について基本的に違つておるとは思いません。問題の提起

のしかたが違うだけでありまして、たとえば第二次行政改革にいたしましても、検討事項ということは表面に出しておりません。検討事項と申しましても、検討し続けていて、結論に到達したならば実行するということです。できもしないことを実施事項として掲げましても、かえって信頼性を害するという気持ちをもつてそういう扱いをしたというようなことで、從来と、全然とは言いませんけれども、基本態度としては変わったつもりはございません。

○峯山昭範君 変わつておりましたらやはりたいへんな問題でありまして、やはり変わらないのが私は当然だらうと思うのです。

そこで一つだけ、先ほどの方もありましたので、関連して一つだけ申し上げたいと思うのですが、この行政監理委員会に対しては、これは長官が委員長さんですか、長官としてこの行政監理委員会に対してどういうふうに思つていらっしゃるのか。最近のいろいろな姿を見ておりますと、やはりつられた当時とは違つて、行政監理委員会の方々が、こんなことを言つてはますいかもしれませんが、非常にいやな雰囲気というような感じを持つていらっしゃるのではないかといふことを私たちを感じるわけですが、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) やはり変わつておりました。毎週一回、水曜日に開きと毛頭ございません。毎週一回、水曜日に開きますが、きわめて和氣あいあい裏に審議をいたしております。行政監察の課題であるとか、あるいはその他の行政管理庁の業務に関する報告もし、説明もし、意見も聞きといふことで、多くは終始しておりますが、その間におきまして、非常に示唆に富む意見等も出されまして、審議しておるのであります。六人の行政監理委員の方々が意見を出されたということだけを取り上げますと、そういうふうに御想像なさるかもしれませんけれども、これとても、六人の方が意見を出されるについては私どももわきにおりまして、その取り組びの様

子も承知しております。何らわだかまりもない和氣あいあい裏に審議をしていただいていることを申します。

○峯山昭範君 それではちょっと事務当局にお伺い申します。

いしたいのですが、行政管理庁設置法第十条に該当するいわゆる行政監理委員会は、これから申し上げますが、今まで大臣が五人かわつてまいりましたが、それぞれの期間に開かれたいわゆる行政監理委員会はそれ何回ずつあるか、お伺いしたいと思います。——それではわからないと思ひますので申し上げますが、四十三年に荒木さんが就任されてから現在まで四つこうです。

○政府委員(河合三良君) 資料の持ち合わせがございませんので、資料をすぐ取り寄せるようにします。

○峯山昭範君 それは後ほど資料が出てきた時点でお伺いしたいと思います。

それで先ほどの答弁の中にもありましたけれども、これは行政改革の一つの大柱として、いわゆる総定員法があるという話がございました。私は、この定員の問題についてちょっと伺いたいのですが、毎年それぞれの省庁から増員をしてもらいたいという希望が行政管理庁のほうに私はあるのだと思うのですが、そのときに増員を申し入れてきた省庁が、申し入れた定員が妥当であるかどうかという判断はどういうふうにしてされるのか、初めに伺いたいと思います。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。通常一人の職員にどれだけの処理能力があるか

○峯山昭範君 そうすると、一人の処理能力は幾らであるということは、計算の基礎に置いてある

は思つておりません。また、企画部門におきましては、特にそういう事務量の計算ということがなかなかむずかしいございまして、これは率直にあります。

○峯山昭範君 私はいまの局長の答弁ではどうも

納得できないのです。というのは、非常に抽象的でありますし、要するに、業務量の増加とか、業務量によってやる。それは業務量によつてやることであります。——それはわからないと思ひますので申し上げますが、四十三年に荒木さんが就任されてから現在まで四つこうです。

○政府委員(河合三良君) 資料の持ち合わせがございませんので、資料をすぐ取り寄せるようにします。

○峯山昭範君 それは後ほど資料が出てきた時点でお伺いしたいと思います。

それで先ほどの答弁の中にもありましたけれども、これは行政改革の一つの大柱として、いわゆる総定員法があるという話がございました。私は、この定員の問題についてちょっと伺いたいのですが、毎年それぞれの省庁から増員をしてもらいたいという希望が行政管理庁のほうに私はあるのだと思うのですが、そのときに増員を申し入れてきた省庁が、申し入れた定員が妥当であるかどうかという判断はどういうふうにしてされるのか、初めに伺いたいと思います。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。通常一人の職員にどれだけの処理能力があるか

○峯山昭範君 そうすると、一人の処理能力は幾

らであるということは、計算の基礎に置いてある

ところでは、定員が足らなくてやんや言つておる

わけですね。現実に国民の側から見ても、仕事が停滯してもらいたいへんな事件になつております。

ところでは、定員が足らなくてやんや言つておる

わけですね。現実に国民の側から見ても、仕事が

停滯してもらいたいへんな事件になつております。

ところでは、定員が足らなくてやんや言つておる

わけですね。現実に国民の側から見ても、仕事が

四

各省府別にまたは職種別に明細に私はあるんだ
二、二う、うぐ、め、こ思つてゐるんですけど、その

○政府委員(河合三良君) そういう算定のできました範囲とできませんでしたのござりますが、できるだけそういう基準はつくるよういたしております。なお、定員の査定につきましては、いろいろと各省庁と折衝いたしまして、これはもちろん各

○峯山昭範君 私は各省庁からは当然いろいろな省庁とも非常に御熱心にいろいろ御説明いただきまして、終局におきましては、各省庁におきましてやれるという範囲のもので合意が成立いたしまして、政府として閣議決定をいたしております。

事情があり、いろいろ申し出でてくるだろう、そう私は思うんですけれども、先ほど答弁にもありますように、一人の業務量についてきめられるものもあるし、またきめられないものもある。また、そういう基準もつくりつつあるとか、いろいろおっしゃいましたけれども、これはもうちょっとおつまみでいいんだよ。

して多いから減らしたらどうだということで減らす、その目勘定というか何というか、いいことば見つかりませんけれども、そういうあいでやつっているのか。そのところをはつきりしてもらいた

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

基準のあるものにつきましては、これはもちろん基準によつてそれを定めるような資料として算定するわけでござりますが、基準の有無にかかわらず、これは行政管理庁に管理官が八名おりまして、この管理官がそれぞれの省庁を担当いたしておりますが、その管理官がそれぞれ各省庁かららい

いろいろと大まかな御説明を承りました上、それを局議にかけまして、各省庁間の調整をはかつて査定をいたしております。また局議でございますの次の年にも当然それが基礎となつて行なわれるものでありますし、一人の担当官の独断によつて行なわれるものではございません。

○峯山昭範君 私はそんなことを聞いているのと違うんですよ。一人の管理官で独断でやるとか、そんなこと一言も言っていない。そんなことじやなくて、たとえば、担当官がかわつても何かの基準がなければ、毎年同じ基準で検討していくことができないでしよう。私は独断でやるんじやなく、当然その基準に基づいて判断をして、その判断の結論を長官なり何なり、局議に出して検討する、それは当然するでしよう。ですけれども、そこまでいく基準というものは、ほんどのものにきめられているわけですね。実施基準というものが必ず一つ一つについている。それと同じように、人事の問題についてもやはりそれでなければ、私は実際問題としていけないんじやないかと思う。

そうではないと、これから私が言わんとするいろいろな問題が出てくる。現実に給定員法の審議のときにも長官から、企画室から水増しの要求に対してもいろいろな問題が一ぱい出てきました。たとえば各省庁は——こんなことは私はないと思いますよ。水増しなんか、そんなことは私は言いたくなかったのですけれども、それじや行政管理庁が八人の管理官で各省庁担当してやるのなら、そうだとすれば、各省庁は、向こうにいけばどのくらいしほられる、値切られる、減らされるから、このくらいない基準というものがなければいけないと思うのです。いまのその点が一つ。それからもう一つは、基準のあるものについてはそれに基づいてやつていると、こういう答弁があつた。その基準はどういう基準か。いまある基準は、これはあと

いろいろと大まかな御説明を承りました上、それを局議にかけまして、各省庁間の調整をはかつて査定をいたしております。また局議でございますので、これは個人の独断に基づくものでございません。局議としての、局の決定組織としての決定でござりますし、また、これは次の年、あるいは次の年の次年のにも当然それが基礎となって行なわれるものでありますし、一人の担当官の独断によつて行なわれるものではございません。

○峯山昭範君 私はそんなことを聞いているのと違うんですよ。一人の管理官で独断でやるとか、そんなこと一言も言っていない。そんなことじやなくて、たとえば、担当官がかわっても何かの基準がなければ、毎年同じ基準で検討していくこと

ができないでしょう。私は独断でやるんじやなく、当然その基準に基づいて判断をして、その判断の結論を長官なり何なり、局議に出して検討する、それは当然するでしょう。ですけれども、そこまでいく基準というのは、ほとんどのものにきめられているわけですね。実施基準というものがひとつつこつてある。そして同じようく、

人事の問題についてもやはりそこにはりつけなければ、私は實際問題としていけないんじやないかと思う。そうでないと、これから私が言わんとするいろいろな問題が出てくる。現実に総定員法の審議のときにも長官から、企画庁から水増しの要求に対してもいろいろな問題が一ぱい出てきました。たとえて

ば各省庁は——こんなことは私はないと思ひますよ。水増しなんか、そんなことは私は言いたくないのですけれども、それじや行政管理庁が八人の管理官で各省庁担当してやるのなら、そうだとす

れば、各省庁は、向こうにいけばどのくらいしほら
れる、値切られる、減らされるから、このくらい

という水増しも成り立つ。その水増しの成り立たない基準というものがなければいけないと思うのです。いまのその点が一つ。それからもう一つは、基準のあるものについてはそれに基づいてやつていると、こういう答弁があつた。その基準はどういう基準か。いまある基準は、これはあと

で私のもとに出してもらいたいのです。どういう基準があるのか、あるものはそこに基づいてやつ

に、その点はいかがですか。

たすべきかと思っております。なお、行政の内容は時々変化いたしまして非常に多種多様でござりますので、なかなか全く画一的な基準というものはつくりがたい場合もございますので、それもひとつ御了承願いたいと思います。

くれと言つてゐるのぢやないのです、それそれ各省
府別にきちっとしたその判断の基準といふものが
なければ、それじやそこの定員が多いぢやないか
と言つてゐるのはどうな話式ですよ。夜店でたた
いているのと同じですよ、人間を。そういうこと
になりますよ、結局、もしちゃんとした基準がな
ければ。——らしく上云く事務、主に業務の量、また

は機械化のテンポのいろんな問題等がからんでくることも当然ですね。これはわかるのです。しかししながら、この行政改革の重大な一つの面であるいわゆるこの定員という問題について考えてみれば、その基準というものを、行政管理庁の担当官の人たちも何らかの基準を持っているか、も

しくは持っていなければ私は判断しにくいのじやないか、こういうぐあいに思うのです。また、この点については前向きで私は検討すべきだと、こういうぐあいに思うのですが、大臣いかがです

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 確かに一つの御提案

だと思います。実際上は現業の面ならば一つの基準みたいなものがこさえれるかと思いますが、非現業の場合には毎年毎年繰り返すことによつておのずから基準みたよ的なものが出てくるといふふうに感じます。確定貞法ができる間もないわけでござりますから、そういう意味における基準もま

だできていなない面もあるかと思いますが、十分に御提案を含んだ御意見を尊重いたしまして善処し

○峯山昭範君 それでは、昨年、私たちの委員会で総選員法を種々審議したわけでありますけれども、いろんな問題がすいぶん出てまいりましたが、いずれにしましても、この総選員法が通りまして、ちょうど一年たちました。それを振り返って

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 第一に五十万何がし
みまして、直接の担当者でございました行政管理
庁としましても、その効果がいろいろあがつてき
ているのじやないかと、私はこういうぐあいに思
うのですが、その辺の事情についてまずお伺いし
たいと思います。

という最高限度を逸脱しない線でおさめ得たことを喜びとするものであります。しかし、それは行政需要に応ずる増員の面と必要でない面の減員と、かれこれしんしゃくしました結論でなればならぬことは当然でありますて、その点について一応の妥当な線だと信じておりますけれども、さうて手を差して金付を加えてへかなけれ

さうなことを絶えず行つて、本音ががむしゃらに現れる。ならばぬと思つておられます。それから増員は甘つちよろい、従来の考え方ではできないということが各省庁に浸透し始めまして、少數精銳の陣容の立て方に持つていかねばならぬという気風が定着しつつあるやに見受けます。新規採用にいたしましても、なるべく優秀な者を採用するという感覚

が出てきたように見受けます。そういうことが縦定員法制定をしていただいたメリットであろうと考えています。

おりであります。それともう一つは、こういうことも長官は御答弁になりました。総定員法が通

りますと、現在各省でいわゆるきめられた定員をはずして総定員にする、そうすると、今まで各省の設置法を出してその定員を改正する必要があつたのが、それがそういうことをしなくてよくなる、そうして各省の定員を機動的に再配分することが可能になった。こういう話がありまし

たのですが、まあ年度の途中でもそういうことがあります。当然私はこれは政府としては待ち望んでできる。当然私はこれは政府としては待ち望んでおつた総定員法であろうと思います。ですから、通つた直後でありますので、当然四十年度、いわゆる通りましてから現在まで年度中に当然いろいろな異動も行なわれたであろうと、こう私は思ひます。ですから、私はこの総定員法が通りましてから現在まで、いわゆる各省間の配置転換等を実施したかどうか、実施しているとすればその内容はどういうぐあいになつていて、もし実施していないとすればその理由、それも具体的にあげて。当然これは総定員法の運用ということです、初年度でありますし、非常に大事な問題でありますので、初めにお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

ただいまの御指摘でございますが、年度間の定員の変更と申しますのは、これは総定員法審議の際にも行管長官よりも御答弁申し上げていたかと思ひますが、例外でございまして、原則としてこれは予算の際に審議によつてこの次の年度の定員をきめる、そのきめた定員を政令できめまして各省間の異動を行なうという趣旨でございまして、そういう意味でございますので、本年度におきましても予算の際に審議によつてこの次の年度の定員をきめる、そのきめた定員を政令できめまして各省間の異動を行なうという趣旨でございまして、そういう意味でございません。総定員法の趣旨が發揮されまいためんのものは、これは三年五分で、各省府からいろいろな算定方式で三年間五分、各年に割りまして、それぞれのペーセンテージの定員の欠員を集めまして、その集めました欠員を各省府の壁を破つて再配分し直す。たとえばAという省は百名出したから百名戻すということではございません。Aの省から百名出しても一人も戻さぬ、そういうこともあるわけでござります。そういうことで定員の融通を省庁間で行なえるようにした。従来は法律事項で各省府の定員がきまっておりました。これが法律改正によりまして、一つ一つ国会の手をわざらわさないとできなかつたわけでございますが、機動性を考えるという意味から総定員法の最高限度をきめていただきま

たのですが、まあ年度の途中でもそういうことがあります。当然私はこれは政府としては待ち望んでできる。当然私はこれは政府としては待ち望んでおつた総定員法であろうと思います。ですから、通つた直後でありますので、当然四十年度、いわゆる通りましてから現在まで年度中に当然いろいろな異動も行なわれたであろうと、こう私は思ひます。ですから、私はこの総定員法が通りましてから現在まで、いわゆる各省間の配置転換等を実施したかどうか、実施しているとすればその内容はどういうぐあいになつていて、もし実施していないとすればその理由、それも具体的にあげて。当然これは総定員法の運用ということです、初年度でありますし、非常に大事な問題でありますので、初めにお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

これは、ただいま申しましたような、その欠員となつております定員を集めまして、これを配り直すということを意味するということでござりますれば、まさにそれを行なつたわけでござります。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。配置転換とどうことばの意味でござりますが、

これは、ただいま申しましたような、その欠員となつております定員を集めまして、これを配り直す

まして、その範囲内で政令でまかなうという趣旨が総定員法の趣旨でございます。そういう意味で

三

年

五

分

を

破つて配り直すということができたということ

が、総定員法のメリットかというふうに心得てお

ります。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

三年五分削減のためにして、いらつ

しやる。これはわかるわけです。したがつて、こ

の一年間に、それじや、それに基づいていわゆる機動的な配置転換が行なわれたかどうか。それはどうですか。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

これは、ただいま申しましたような、その欠員となつております定員を集めまして、これを配り直すということを意味するということでござりますれば、まさにそれを行なつたわけでござります。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

これは、ただいま申しましたような、その欠員となつております定員を集めまして、これを配り直す

か。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

全部申し上げますか——外局も申し上げます

か。

○政府委員(河合三良君) 外局は要りません。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

定員が四十四年度末、欠員も四十四年度の十二月三十日現在の欠員でございますが、総理府が全

部で五万七千八百九十八、これが定員でございま

す。

もう三ヵ年五分削減の計画の最終年度ですか——

けれども、昭和四五年度の計画削減は、いよいよ

一年ありますか。そういうぐあいになるわけ

ですが、これは、一つは計画どおり五分削減でき

るかどうかということですね。ということは、もう一つの面からいと、いわゆる削減を上回る欠員というのが出てこなければ私はいけないのじやないかと、こう思うのですがね。一つは計画どおりいわゆる五分削減ができるのかどうかといふことと。それからもう一つは、欠員の数は各省ごとにどういうぐあいになつてているのか、その実情をどうですか。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

三年五分削減のためにして、いらつ

しやる。これはわかるわけです。したがつて、こ

の二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

三年五分削減のためにして、いらつ

いう新しい傾向の一つのあらわれじやないかとうふうに思つております。

○豊山昭範君 確かに定員のほうはまがりなりにも三ヵ年五%削減という計画で進んでおりますけれども、この機構のほうは確かに例の行政改革三ヵ年計画によりましても、また行政組織法のほうでも実際問題として整理されるものが非常に少い、また、本年度においても実際問題として機構の増大というのがはかられているよな傾向にあります。臨調答申では十八ですか、指摘されておられますけれども、実際問題として非常に現在まで整理等が進んでいないわけです。それにもかわらず、実際問題でふえたほうが多いんじゃないかと私は思つておるのですが、四十二年には環境衛生金融公庫ですか、それから京浜何とかいうのがある、それから阪神外貿、何というのですか、公団とか、日本学術振興会等々、四十四年度には宇宙開発事業団ですかね、それから本年度は本州四国連絡公団、農業者年金基金ですね、それから心身障害者福祉協会、そういううぐあいにいろいろとふえております。こういう点からいきましても、私はこういうような、当然どうしても必要なものについてはこれは私たち一がいに反対はできませんけれども、やはり先ほどの問題とちょっと関連があるのですけれども、六人の委員の意見がやっぱりそこをついてるわけですね。そこに何らかの問題があるんじやないかと私は思つておるんですが、当然こういう問題、いわゆる機構の縮少の問題についてはやはり行政管理庁としても前向きで検討していくべきじゃないか、こういうぐあいに思います。この点について長官の御答弁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 前向きに検討してま

ります。ただ、特殊法人等の整理、言つことはやさしいのですけれども、臨時行政調査会設置法通過の際の附帯決議は、實質上特殊法人にもかかさを感じますのであります。

○説明員(杉浦滋君) 先生のお示しの趣旨は、結局

いう前向きの姿勢でもって取り組みたいと思いま

す。

○説明員(杉浦滋君) その前に、この協定と同時に、あるいは協定の承認を国会で

いたいたあとに設置法の改正を出したらどうだ

といふようなことかと存じますが、この研修所も

もの等は当然整理しなければなりませんので、そ

ういう前向きの姿勢でもって取り組みたいと思いま

す。

○説明員(杉浦滋君) 本研修所に研修生を招聘い

たします対象としての諸国は、事業計画によりま

してエカフエ加盟国、あるいは準加盟国といふ

諸国といふような表現を用いたわけでございま

す。確かに表示のように、アジア諸国ということ

と、エカフエ域内の加盟国ということは違うわけ

です。

○説明員(杉浦滋君) そうすると、私はこのアジア諸国

でもよろしくお話をございました。中国とかい

わゆる未承認国といふものもありますね、そういうところは研修所には、私が考えると、越えるの

か、越えないのか、越えないだらうかと存じます。

○説明員(杉浦滋君) そうしますと、私たちの手元に配

られておりましたあらゆる資料を見てみますと、す

べて、アジア統計研修所の概要、その設置につい

てのいろいろな資料を見てみると、すべてエカ

フエ域内諸国の要請によるもの、いわゆるエカ

フエ諸国の要請によるもの、こういううぐあいな説

明になっておりますが、たつた一つだけい

わゆるこの長官の提案理由によると、「アジア諸

国の要請に応じて」と、こうなつておりますが、これは私は同じじやないと思うのですが、これは

どうですか。

○説明員(杉浦滋君) 確かに御指摘のように、提

案理由に、「アジア諸国の要請に応じて」という

ことを申し上げておるわけでございますが、これ

を正確に申し上げますと、エカフエ域内の加盟国

及び準加盟国であるアジア諸国といふ意味をあら

わしたつもりでございまして、これは今度できま

する研修所の名前もアジア統計研修所といふよう

ことです。

○説明員(杉浦滋君) そうすると、アジア統計研修所の

ように、現在国連のいわゆる援助を受けて設立さ

れでいるところの組織ですね、これはこのアジア

統計研修所以外にどういうふうなものがあるか、

希望に沿えないという方も出てくるかと存じま

す。

○説明員(杉浦滋君) そうすると、アジア統計研修所の

よろしくお示しのように、アジア諸国といふこと

と、エカフエ域内の加盟国といふことは違うわけ

です。

○説明員(杉浦滋君) そうすると、アジア諸国といふ

ことは違うわけでございます。

○説明員(杉浦滋君) それはきまつております

が、ここら辺のところはいかがですか。

○説明員(杉浦滋君) それで云々というお話をございました。中国とかい

わゆる未承認国といふものもありますね、そういう

ところは研修所には、私が考えると、越えるの

も、そういうふうに理解していいでしようかね。

○説明員(杉浦滋君) お示しのとおりでございま

す。はつきり申し上げますと、エカフエ域内の加

盟国及び準加盟国の要請に基づきまして、エカ

フエ総会の決議に基づいて設置されるということ

でござります。

○説明員(杉浦滋君) その前にいわゆる仮の名前で、法律が通つてないわ

けですから、仮の名前でしなければならなかつた

という事情はどうなんですかね、そのところ

も、申しあげますと、エカフエ域内の加盟国

及び準加盟国であるアジア諸国といふ意味をあら

わしたつもりでございまして、これは今度できま

する研修所の名前もアジア統計研修所といふよう

ことです。

○説明員(杉浦滋君) そうすると、アジア統計研修所の

よろしくお示しのように、アジア諸国といふこと

と、エカフエ域内の加盟国といふことは違うわけ

です。

○説明員(杉浦滋君) それはきまつております。

が、ここら辺のところはいかがですか。

○説明員(杉浦滋君) それで云々というお話をございました。中国とかい

わゆる未承認国といふものもありますね、そういう

ところは研修所には、私が考えると、越えるの

も、そういうふうに理解していいでしようかね。

○説明員(杉浦滋君) お示しのとおりでございま

す。はつきり申し上げますと、エカフエ域内の加

盟国及び準加盟国の要請に基づきまして、エカ

フエ総会の決議に基づいて設置されるということ

でござります。

○説明員(杉浦滋君) その前にいわゆる仮の名前で、法律が通つてないわ

けですから、仮の名前でしなければならなかつた

という事情はどうなんですかね、そのところ

も、申しあげますと、エカフエ域内の加盟国

及び準加盟国であるアジア諸国といふ意味をあら

わしたつもりでございまして、これは今度できま

する研修所の名前もアジア統計研修所といふよう

ことです。

○説明員(杉浦滋君) これは今度のアジア統計研究所と全く類を同じくするというのはございませんけれども、建設省が所管する国際地震工学研究所は、国連開発計画の前身でございますが、これが、これは国連とわが国との共同運営に基づいております。研究所、この二つがございます。

○峯山昭範君 そうしますと、あと内容等については先ほどございましたのでダブルの問題は省きますが、受け入れる研修生が三十名ということでございますが、その国別の割り振りは実際に運用される面になりますときまつくると思いますが、最近特に海外の日本に留学している学生の間でいろいろなざこざが起きております。そういうふうな問題を思いますと、やはりこのアジア統計研修所に派遣されてくる研修生というのは、これは多少違うとは思うんですけども、やはり国際親善というような立場から考えますと、私はやはりこういう研修生をどういうぐあいに優遇、好遇してあげるのかということは、これは大事なことじやないかと思うのです。宿泊施設とか、それから奨学金とか、または見学旅費ですね、これはどういうぐあいになつておるのか。たとえば先ほどおっしゃいました犯罪に関する国連の機関のいわゆる研修生に対しましては、たとえば研修生旅費として三百三十万とか、また入退所の旅費として三十七万円であるとか、滞在の旅費として二十二万、見学の旅費として百八万、実習の旅費として二十一万円等が実際問題として予算化されておるので、こういうふうないわゆる統計事務所の研修生の待遇という問題は非常に重要な問題だと思つのですが、先ほど予算等について話がございましたが、この研修生に対するいわゆる待遇ですね、これはどういうぐあいになつておるのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(杉浦滋君) これは今度のアジア統計研究所と全く類を同じくするというのはございませんけれども、建設省が所管する国際地震工学研究所は、国連開発計画の前身でございますが、これが、これは国連とわが国との共同運営に基づいております。研究所、この二つがございます。

○説明員(杉浦滋君) 確かにお示しのようになります。それから法務省が所管いたしておりますが、それは、たゞいま申しみをされております方を見ましても、統計のほうの局長のような方も申し込んでもらえますので、先生の御指摘のよくな点につきましては十分配慮いたしてみたいと思っております。具体的に申し上げますと、研修生の宿泊施設といたしましては、海外技術協力事業団の東京国際センターを定員分もちろん確保いたしております。研修生には奨学資金として滞在費一日平均約三千円のほかに、往復の航空費、それから支度料、それから国内見学費――国内見学費の例を申し上げますと、十ヵ月間の滞在期間に五万円ほどの予算を組んでおります。それからそのほかに医療費、もし病気になりました場合には事業団の予算から実費支給するというような手当でも考へております。それから図書費として一人一万元の予算を組んでおります。先ほど申し上げました支度金といたしましては、一律に全部邦貨で三万円支給するというような内容でございます。

○峯山昭範君 きょうは私もうこれで終わりますけれども、先ほどの行政監理委員会等の問題につきましては、この次の許認可のときがございますので、そのときにあわせてやらせていただきたいと、こういうぐあいに思つております。

以上で終わります。

○委員長(西村尚治君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午後三時七分散会

四月十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十九日)

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

第一五二〇号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県川本町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県邑智郡川本町川本町長 田中四郎八	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県邑智郡川本町の寒冷級地を三級地に、すみやかに引き上げること。 第二、国家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二一号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県仁摩町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県通摩郡仁摩町仁摩町長 大門正典	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県通摩郡仁摩町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二二号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県仁摩町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 請願者 島根県通摩郡仁摩町仁摩町長 大門正典	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県通摩郡仁摩町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二三号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県美都町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県美都町長 田中正人	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県美濃郡美都町の寒冷級地を四級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二四号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県桜江町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県桜江町長 湊洋芳一	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県桜江町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二五号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県多伎町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県多伎町長 錦織義吉	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県多伎町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二六号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県佐田町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県佐田町長 勝部幸市	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県佐田町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二七号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県鹿島町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県八束郡鹿島町長 達忠三郎	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県八束郡鹿島町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二八号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県大社町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県大社町長 蒲生傳治	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県大社町の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五二九号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県大田市大田町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県大田市大田町長 林恒孝	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県邑智郡瑞穂町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五三〇号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県伯太町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県伯太町長 田達雄	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県邑智郡瑞穂町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。
第一五三一号 昭和四十五年三月三十日受理 島根県能義郡伯太町の寒冷級地引上げに関する請願 請願者 島根県能義郡伯太町長 中村 英男君	紹介議員 中村 英男君 第一条、島根県邑智郡瑞穂町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。 第二、國家公務員の寒冷地手当に關する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

請願者 神戸市生田区三宮町一ノ一神戸生活科学センター気付兵庫県生活科学促進グループ内 富田八栄

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二二三一号と同じである。

第一六二九号 昭和四十五年三月三十一日受理
消費者保護行政の確立に関する請願

請願者 神戸市生田区三宮町一ノ一神戸生活科学センター気付兵庫県生活科学促進グループ内 木村小夜子

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第二二三一号と同じである。

第七号中正誤

ペシ 段行 誤 正
三四三 それサービスに それにサービス
四七八 応じられる 応じられる